

群馬県立高等学校等向け
電子採点システム提供業務

公募型プロポーザル実施要領

第1章 基本事項

1 事業名

群馬県立高等学校等向け電子採点システム提供業務

2 目的

- (1) デジタルを活用した群馬ならではの魅力ある学びと教師の働き方改革を推進することで、生徒の学びの質を高めるため、県立高等学校・中等教育学校にクラウド環境による電子採点システムを導入し、定期考査及び入学者選抜の学力検査・適性検査における採点業務に活用する。
- (2) 教職員が生徒の答案をスキャンして読み取り、パソコン上で設問ごとに生徒の解答を一覧表示して採点したり、採点結果を自動集計したりすることにより、業務の効率化を図るとともに負担を軽減し、教職員の長時間勤務・多忙化解消を図るための一助とする。

3 履行内容

「群馬県立高等学校等向け電子採点システム提供業務仕様書」のとおり。

4 履行期間

契約締結日（令和6年6月3日（月））から令和11年3月31日（土）まで

5 契約方法

随意契約（公募型プロポーザル方式）

6 提案上限額

本業務に係る予算は、令和6～10年度の5か年の予算として36,410,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を計上している。そのうち、令和6年度の予算は7,282,000円（同）とする。なお、令和7～10年度の4か年の債務負担として、29,128,000円（同）を予定していることから、予算の範囲内で積算すること。

7 支払方法

年度ごとに支払う。

8 事務局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県教育委員会事務局 高校教育課 教科指導係
電話 027-226-4645（ダイヤルイン）
電子メールアドレス kikoukou@pref.gunma.lg.jp

9 関係書類

本プロポーザルにかかる関係書類は、県ホームページからダウンロードするものとする
(<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/638090.html>)

10 スケジュール

日 時	内 容
令和6年4月 9日 (火)	手続きの公告開始 (県報、県ホームページ)
令和6年4月19日 (金)	本プロポーザルに関する質問書の提出期限
令和6年4月26日 (金)	本プロポーザルに関する質問書への回答
令和6年5月 9日 (木)	参加申込書、企画提案書等の提出期限
令和6年5月13日 (月)～5月14日 (火)	応募資格の確認及び応募者への結果の通知
令和6年5月20日 (月)	審査会
令和6年5月22日 (水)	優先交渉者の決定、審査結果の通知
令和6年6月 3日 (月)	契約締結

※ 県の都合により、スケジュールが変更される場合がある。

第2章 応募資格及び応募方法等に関する事項

1 応募資格

本実施要領の公告日において、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則 (平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。) 第170条の2第3項の規定により作成された令和5・6年度物件等購入契約資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年4月22日 (月) までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月2日 (木) 午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、更生手続開始又は再生手続開始 (以下「手続開始」という。) の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。) でないこと。

2 応募方法

「1 応募資格」を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記募集期間内に提出書類を作成の上、「第1章 基本事項」の「8 事務局」に示す電子メールアドレス宛に提出すること。

(1) 募集期間

令和6年4月9日（火）から令和6年5月9日（木）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（様式第2号及び任意様式）
- ③ 業務実施体制表（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 課税事業者届出書（様式第5号）
- ⑥ 費用見積書（任意様式）
- ⑦ 提案に関連する資料等（任意様式）
- ⑧ 法人登記簿謄本の写し（3か月以内に発効されたもの）
- ⑨ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））
- ⑩ 会社案内パンフレット等

3 質問の受付及び回答

本事業に関して質問がある者は、下記受付期間内に「（様式第6号）質問書」を作成の上、「第1章基本事項」の「8 事務局」に示す電子メールアドレス宛に提出すること。質問への回答は、令和6年4月26日（金）までに県ホームページに掲載する。

(1) 受付期間

令和6年4月9日（火）～令和6年4月19日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

「（様式第6号）質問書」

第3章 審査に関する事項

1 業務運営審査委員会の設置

群馬県立高等学校等向け電子採点システム提供業務に係る公募型プロポーザルを適切に執行するため、業務運営審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 審査主体及び事務局

(1) 審査主体

本事業に関する審査は、委員会の委員により行う。

(2) 事務局

委員会の庶務等を執り行う事務局は、群馬県教育委員会事務局 高校教育課 教科指導係とする。

3 事業者選定方法

(1) 応募資格の確認による選定

- ・提出書類を基礎として、応募資格の確認を行う。
 - ・応募資格の確認の結果、応募資格を有すると認められた提案事業者は、応募資格該当者として、後日実施する審査会の日程等について書面で通知する。
 - ・応募資格の確認の結果、応募資格を有しないと判断された提案事業者には、理由を付して書面で通知する。
- (2) 審査会による選定
- ・応募資格該当者は、審査会において、企画提案内容についてプレゼンテーションを行う。
 - ・審査会では、企画提案内容を総合的に評価するとともに、委員間での合議を行い、最も優れた事業者を優先交渉者に決定する。
 - ・審査の結果は、審査会の翌日までに審査会参加者全員に文書で通知する。

4 その他

- (1) 提案書類提出等にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。また、提出物は返却しない。提出物の著作権は参加者に帰属する。
- (2) 本事業の成果品に関する著作権、利用権(開示権含む)その他の権利は、すべて群馬県に帰属する(提案者が本事業前に著作権を既に持つものは除く)。
- (3) 提出物は、群馬県情報公開条例(平成12年条例第83号)により取り扱う。
- (4) 本契約に関しては、仕様に沿って詳細事項を協議後、契約する。
- (5) 本県から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続き以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
- (6) 本県から企画提案書等の提出物に虚偽の記載等をした場合は、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領による指名停止措置を行うことがある。
- (7) その他実施要領に記載のない事項については、協議のうえ決定する。